

# 医療情報取得加算に関する掲示

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者さまの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。令和6年6月より国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定します。

医療情報取得加算	初診時	1点
	再診時	1点（3月に1回）

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。